

香芝市告示第163号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来てください。

なお、引取りのない場合は、同条例第10条第3項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

令和7年7月25日

香芝市長 三橋 和史

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条第1項の規定に基づき、放置禁止区域である「4 撤去場所」において放置されていたため撤去した。
- 2 撤去年月日 令和7年7月24日（木）
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅
- 4 撤去場所 ＪＲ志都美駅周辺
- 5 保管場所 香芝市自転車等保管所
香芝市北今市五丁目634番地1
- 6 引取期間 撤去日より60日間
ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- 7 引取時間 10時00分から13時00分まで
- 8 持参物 自転車等の鍵、印鑑及び引取人の住所と氏名が確認できるもの
（運転免許証、学生証等）
- 9 連絡先 香芝市都市創造部都市政策交通課
（TEL 76-2001）
香芝市自転車等保管所
（TEL 080-8348-1628）